

令和5年度 第7回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(7人)

会長	1番	田尻博樹
農業委員	3番	榮照和
農業委員	5番	辻雄一郎
農業委員	6番	榮米子
農業委員	7番	先間秀明
農業委員	8番	幸山利忠
農業委員	9番	沖道人

4. 欠席委員(2人)

農業委員	2番	永吉雄子
農業委員	10番	前田博徳

5. 農地利用最適化委員

推進委員	1番	榮功助
推進委員	2番	川畑伸之
推進委員	5番	池沢清良
推進委員	6番	森由美子
推進委員	7番	久本和秀
推進委員	8番	元榮将博
推進委員	10番	田畑則仁

欠席委員(2人)

推進委員	3番	西和秋
推進委員	9番	芦村利広

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第23号 あっせん委員の指名について

議案第24号 非農地証明願いの審議について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局係長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和5年度第7回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、永吉委員、前田委員が欠席ですが、総会は成立します。それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>10/ 2 地域別農地利用最適化推進会議 10/16 知名町産業フェア 実行委員会 10/20 議会と町民との意見交換会 10/24 青年就農者会議 以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、7番先間委員、8番幸山委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田次長と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第11号について、説明します。</p> <p>1番 田皆字西原〇〇 1,203㎡を含む計6筆 12,274㎡、〇〇さんから相続により大阪府富田林市〇〇さん、令和4年2月28日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 瀬利覚字大平宗〇〇 407㎡を含む計3筆 737㎡、〇〇さんから相続により瀬利覚〇〇さん、令和5年8月12日相続、あっせん希望なしです。</p>
議長	<p>ただ今の報告第11号について、何かご意見、ご質問ありますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告第12号について、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第12号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。</p> <p>1番 芦清良字ヨテヤ〇〇 927㎡を含む計4筆 4,657㎡、兵庫県神戸市〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和4年3月31日、引渡日が令和4年3月31日です。</p>

	<p>2番 黒貫字名窪〇〇 300㎡を含む計5筆 6,499㎡、黒貫〇〇さんから瀬利覚〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年10月31日、引渡日が令和5年10月31日です。</p> <p>3番 黒貫字永井〇〇 637㎡を含む計2筆 1,538㎡、瀬利覚〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年10月31日、引渡日が令和5年10月31日です。</p> <p>4番 黒貫字永井〇〇 1,299㎡を含む計3筆 3,233㎡、瀬利覚〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年10月31日、引渡日が令和5年10月31日です。</p> <p>5番 黒貫字田水〇〇 963㎡を含む計4筆3,710㎡、黒貫〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年10月31日、引渡日が令和5年10月31日です。</p> <p>6番 黒貫字親田〇〇 1,269㎡を含む計2筆 1,756㎡、黒貫〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年10月31日、引渡日が令和5年10月31日です。</p> <p>7番 黒貫字親田〇〇 968㎡を含む計2筆 2,297㎡、黒貫〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年10月31日、引渡日が令和5年10月31日です。</p> <p>8番 瀬利覚字泊原〇〇 1,744㎡、瀬利覚〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年11月30日、引渡日が令和5年11月30日です。</p> <p>9番 瀬利覚字大平宗〇〇 443㎡を含む計2筆 4,949㎡、瀬利覚〇〇さんから瀬利覚〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年11月30日、引渡日が令和5年11月30日です。</p> <p>10番 瀬利覚字宇卸〇〇 1,248㎡を含む計2筆 5,743㎡、兵庫県神戸市〇〇さんから瀬利覚〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年11月30日、引渡日が令和5年11月30日です。</p> <p>11番 瀬利覚字阿佐眞〇〇 3,128㎡、瀬利覚〇〇さんから瀬利覚〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年11月30日、引渡日が令和5年11月30日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の報告第12号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第12号は終わります。 それでは、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第21号について朗読】

	<p>議案第21号は、売買2件、贈与2件です。</p> <p>1番 徳時字大仁田俣〇〇 645㎡を含む計2筆 2,587㎡、売買。譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 知名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 赤嶺字與名原〇〇 1,939㎡を含む計3筆 3,008㎡、売買。譲渡人 黒貫〇〇さん、譲受人 和泊町内城〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 赤嶺字糸キ名〇〇 1,522㎡を含む計6筆 11,484㎡、贈与。譲渡人 竿津〇〇さん、譲受人 竿津〇〇さんです。</p> <p>4番 上平川字新先〇〇 826㎡、贈与。譲渡人 鹿児島市〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は、さとうきび、バレイショを作っており、機械類も揃っております。</p> <p>畑は、バレイショを植える予定です。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
7番推進委員	<p>2番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は兼業農家で、主にバレイショを作っており、機械等も揃っております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
7番農業委員	<p>3番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>譲受人は、主にバレイショを作っており、農機具は全て揃っております。畑は、全てバレイショを植える予定です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
8番農業委員	<p>4番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。</p> <p>譲受人は兼業農家で、主にさとうきびを作っており、機械等も全て揃っております。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局並びに地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>

5番農業委員	価格が少し高く感じますが、両者合意の上ですか。
事務局	両者合意の上です。 基盤整備された畑ですので、この地域の相場内だと思います。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	議案第21号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	全員賛成ですので、議案第21号は、原案のとおり許可決定とします。 次に、議案第22号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第22号 知名町地区農用地利用集積計画(案)について、説明します。 今月は利用権設定が1件です。 【議案第22-1号について朗読】 利用権の設定 1番1～2 瀬利覚字只原〇〇 1,375㎡を含む計2筆 4,391㎡ 賃貸借 10年間の再設定となっています。 次に、議案第22-2号 中間管理事業に係る利用権設定(一括方式)について、説明します。 件数が多いので、総括表で説明します。 貸出期間が6年のものが、225,156㎡、利用権を設定する者が23名、利用権の設定を受ける者が18名です。 貸出期間が10年のものが、65,511㎡ うち更新分 9,394㎡、利用権を設定する者が12名 うち更新分1名、利用権の設定を受ける者が8名 うち更新分1名です。 総括表、各筆明細表については、資料のとおりです。 以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員をお願いいたします。
10番推進委員	1番、説明します。 〇〇さんと〇〇さんは、知人です。 設定を受ける〇〇さんは、畜産を専門で機械類も揃っております。期間満了による、再設定です。

議長	はい、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第22号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第22号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。 次に、議案第23号 あっせん委員の指名について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第23号 あっせん委員の指名について、説明します。 【議案第23号について朗読】 議案第23-1号 久志検字前原〇〇 780㎡を含む計7筆 8,945㎡、所有者 岡山県倉敷市〇〇さん、応相談です。 議案第23-2号 赤嶺字野者窪〇〇 1,789㎡、所有者 黒貫〇〇さん、希望価格〇〇円です。 以上です。
議長	それでは、あっせん委員を指名したいと思います。よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第23号は久志検と赤嶺ですので、7番久本委員、8番幸山委員を指名したいと思います。よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、両委員よろしくお願ひします。 次に、議案第24号 非農地証明願ひの審議について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第24号 非農地証明願ひの審議について、説明します。 申請人は、知名町知名〇〇さん、土地の表示は、田皆字矢護仁屋〇〇 畑 6,444㎡です。 申し出の内容として、申請地の南側は農地に面してありますが、北側は原野です。公共投資の対象となった農地内や、集団性のある優良農地内ではありません。 申請地は雑木が繁茂した土地で、農地への復旧が困難跡地となっております。 知名町非農地証明交付要領に該当するものであります。

議長	議案第24号 非農地証明願いについて説明がありましたが、地区担当委員から補足説明がありますか。
5番推進委員	この畑の周辺は、サンゴ礁で基盤整備もできず農地としては使えない状況であります。現況は、気が生い茂り耕作は不可能だと思います。
議長	ただ今、事務局並びに地区担当委員からの補足説明がありましたが、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
3番農業委員	非農地として判断された場合、どうなるのですか。
事務局	農地台帳において畑とみなしませんし、農地パトロールの対象からも外れることとなります。
議長	他にご質問はありませんか。
議長	ないようですので、議案第24号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第24号 非農地証明願いについては、承認といたします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。お疲れさまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 5年10月25日

議 長 田 尻 博 樹

署名委員 先 間 秀 明

署名委員 幸 山 利 忠